

富山市景観まちづくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）第24条の規定に基づき、富山市景観まちづくり活動補助金（以下「活動補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、富山市景観まちづくり条例（平成17年条例第227号。以下「条例」という。）の例による。

(補助金の交付)

第3条 市長は、景観まちづくりを推進するため、条例第24条第1項に掲げる景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）及び条例第25条第1項に掲げる景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 総会、勉強会、その他会議における会場借上費
- (2) 勉強会、講演会等における講師謝礼
- (3) 会議資料、刊行物、パンフレット等作成にかかる印刷費
- (4) 先進地視察等にかかる移動のための経費
- (5) 良好な景観形成・保全に資する活動に必要と認められる物品の購入等にかかる経費
- (6) その他景観まちづくりに寄与するものとして市長が認めるもの

(補助金の額等)

第5条 当該年度における活動補助金の額は、別表第1の通りとする。ただし、次の各号に掲げる団体ごとに、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 市民団体 2万円
- (2) 協議会 15万円

2 活動補助金は、3年度を限度として交付する。

(活動補助金の交付の申請)

第6条 活動補助金の交付を受けようとする市民団体又は協議会（以下「申請団体」という。）は、富山市景観まちづくり活動補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(活動補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請に対し、活動補助金を交付することに決定したときは、富山市景観まちづくり活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、活動補助金を交付しないことに決定したときは、富山市景観まちづくり活動補助金交付不決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、活動補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(関係帳簿等の整備)

第8条 前条の規定により、活動補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、関係帳簿等を整備し、これらを事業完了後5年間保存しなければならない。

(活動の完了報告)

第9条 補助対象団体は、当該年度の活動が完了したときは、富山市景観まちづくり活動補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、活動完了の日から10日以内に、市長に報告しなければならない。ただし、市長が認めるときは、書類の一部を省略することができる。

(1) 会計帳簿等

(2) その他市長が必要と認めるもの

(活動補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、活動補助金の額を確定し、富山市景観まちづくり活動補助金交付確定通知書（様式第5号）により補助対象団体に通知するものとする。

(活動補助金の請求)

第11条 市長は、前条に規定する通知の後、補助対象団体から提出される振込依頼書（様式第6号）に基づき、当該補助対象団体に対し、補助金を交付するものとする。

(活動補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により活動補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 活動補助金の交付の決定後の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 条例第1条の目的達成の支障となる行為を行ったとき。

(4) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

(活動補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により活動補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、富山市景観まちづくり活動補助金返還命令書（様式第7号）により、これを返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

対象経費	補助率	市民団体 補助限度額	協議会 補助限度額
（１）総会、勉強会、その他会議における会場借上費	1/2	2 万円	2 万円
（２）勉強会、講演会等における講師謝礼	1/2	2 万円	5 万円
（３）会議資料、刊行物、パンフレット等作成にかかる印刷費	1/2	2 万円	5 万円
（４）先進地視察等にかかる移動のための経費	1/2	参加人数あたり 3 千円	参加人数あたり 3 千円
（５）良好な景観形成・保全に資する活動に必要と認められる物品の購入等にかかる経費	-	2 万円	5 万円
（６）その他景観まちづくりに寄与するものとして市長が認めるもの	-	2 万円	1 5 万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

富山市景観まちづくり活動補助金交付申請書	
年 月 日	
(あて先) 富山市長	
申請者	所在地 団体の名称 代表者の氏名 電話番号
富山市景観まちづくり活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
活動の計画	
団体の種類	・ 景観まちづくり市民団体 ・ 景観まちづくり協議会（認定番号 ）
※交付回数	初回 ・ 2 回目以降（ 回目）
※受付欄	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

(裏)

収支の計画	<収入内訳>			
	<支出内訳>			
		事業の内容	金 額	備考
	補助対象経費			
		小 計		
	補助対象外経費			
		小 計		
	合 計			

様式第2号（第7条関係）

富山市景観まちづくり活動補助金交付決定通知書

富山市指令第 号
年 月 日

様

富山市長



富山市景観まちづくり活動補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

申請年月日	年 月 日
申請団体名称	(認定番号)
申請団体所在地	
交付予定金額	
交付の条件	

様式第3号（第7条関係）

富山市景観まちづくり活動補助金交付不決定通知書

富山市指令第 号
年 月 日

様

富山市長



富山市景観まちづくり活動補助金の交付について、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

申請年月日	年 月 日
申請団体名称	(認定番号)
申請団体所在地	
不決定の理由	

様式第4号（第9条関係）

（表）

富山市景観まちづくり活動補助金実績報告書	
年 月 日	
(あて先) 富山市長	
報告者	所在地 団体の名称 代表者の氏名 電話番号
富山市景観まちづくり活動補助金について、次のとおり事業の実績を報告します。	
補助金交付決定 日及び番号	年 月 日 第 号
活動の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動の内容	
※交付回数	初回 ・ 2回目以降（ 回目）
※受付欄	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

(裏)

収支決算の内容	＜収入内訳＞		
	＜支出内訳＞		
	事業の内容	金 額	備考
補助対象経費			
	小 計		
補助対象外経費			
	小 計		
	合 計		

様式第5号（第10条関係）

富山市景観まちづくり活動補助金交付確定通知書

富山市指令第 号
年 月 日

様

富山市長 印

富山市景観まちづくり活動補助金について、次のとおり補助金を確定しましたので通知します。

交付決定年月日及び 番号	年 月 日・第 号
補助対象団体名称	(認定番号)
補助対象団体所在地	
確定補助金額	
備考	

振込依頼書

年 月 日

（あて先）富山市長

住所

氏名

富山市景観まちづくり活動補助金については、下記の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

受 理 印

様式第 7 号（第 1 3 条関係）

富山市景観まちづくり活動補助金返還命令書

様

年 月 日

富山市長

印

富山市景観まちづくり活動補助金の交付決定の取消しにより、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	
返還すべき理由	
補助金交付決定日及び 番号	年 月 日 第 号
補助対象団体の名称	
補助対象団体の所在地	
返還期限	年 月 日
返還の方法	
備考	